

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 30 年 1 月 18 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700407号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700294号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成12年5月11日、喪失年月日を平成18年3月1日とし、平成12年5月から平成18年2月までの標準報酬月額を別表1の1のとおり訂正することが必要である。
請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成18年3月1日、喪失年月日を平成24年6月11日とし、平成18年3月から平成24年5月までの標準報酬月額を別表1の2のとおり訂正することが必要である。
平成12年5月11日から平成18年3月1日までの期間及び平成18年3月1日から平成24年6月11日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
- 2 請求者のA社及びB社における標準賞与額を別表2のとおり訂正することが必要である。
上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :
- 2 請求内容の要旨
請求期間 :
 - ① 平成12年5月頃から平成18年3月1日まで
 - ② 平成15年4月
 - ③ 平成15年7月
 - ④ 平成15年12月
 - ⑤ 平成16年7月
 - ⑥ 平成16年12月
 - ⑦ 平成17年7月
 - ⑧ 平成17年12月
 - ⑨ 平成18年3月1日から平成24年6月11日まで
 - ⑩ 平成18年7月
 - ⑪ 平成18年12月
 - ⑫ 平成19年7月
 - ⑬ 平成19年12月
 - ⑭ 平成20年7月
 - ⑮ 平成20年12月
 - ⑯ 平成21年7月
 - ⑰ 平成21年12月
 - ⑱ 平成22年7月
 - ⑲ 平成22年12月
 - ⑳ 平成23年7月
 - ㉑ 平成23年12月

請求期間①はA社に、請求期間⑨は同社の親会社であるB社にそれぞれ勤務したが、当時、

事情があつて氏名を「C」、生年月日を「昭和22年*月*日」として勤務していたため、当該各期間に係る厚生年金保険被保険者記録が本名の「D」ではなく「C」で記録されている。当該記録は私の記録であるので、請求期間①及び⑨について、年金記録を訂正してほしい。

また、請求期間②から⑧の各期間はA社から、請求期間⑩から⑲の各期間はB社からそれぞれ賞与の支払を受けたので、当該各期間の賞与に係る年金記録についても訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び⑨について、請求者は、請求期間①においてA社（B社に平成18年3月1日吸収合併）、請求期間⑨においてB社に勤務した旨主張しており、請求期間①は同僚7人、請求期間⑨は同僚6人の氏名等をそれぞれ記憶しているところ、オンライン記録において、請求者が陳述する氏名等と符合する厚生年金保険被保険者が、当該各期間についていずれも4人確認できる。

また、オンライン記録において、A社又はB社に係る厚生年金保険被保険者記録があり、所在の判明した13人に対して、請求者から提出された自身の写真を添付し、人物名等を照会したところ、当該写真の人物を知っていると回答した10人のうち4人が、当該人物の名前を「C」、同じく3人が「C（姓のみ）」と回答しており、当該各事業所において「C」として勤務していたとする請求者の陳述と当該回答は符合する。

さらに、B社は、「請求者が請求期間①において、『C』名でA社に勤務していたか否かについては、別会社のため不明であるが、請求期間⑨においては、『C』名の者が勤務していた。」旨回答している上、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書により、C（昭和22年*月*日生まれ）が平成18年3月1日に被保険者資格を取得し、平成24年6月11日に被保険者資格を喪失した旨の届出が行われたことが確認できる。

加えて、A社及びB社に係るオンライン記録において、請求者が請求期間①及び⑨当時に使用していたとする氏名（C）及び生年月日（昭和22年*月*日）と一致する者の厚生年金保険被保険者記録（基礎年金番号*）が確認できる上、雇用保険の記録においても、前述の氏名及び生年月日と一致する者がA社からB社まで継続して被保険者となっていることが確認でき、資格取得及び資格喪失の各時期は、請求者が主張する勤務期間と符合する。

これらを総合的に判断すると、請求期間①及び⑨において、請求者は「C」として、A社及びB社に勤務し、A社の事業主は、請求者を「C」として、同人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成12年5月11日、同資格の喪失年月日を平成18年3月1日とする届出、また、B社の事業主も同資格の取得年月日を平成18年3月1日、同資格の喪失年月日を平成24年6月11日とする届出を社会保険事務所（平成22年1月1日以降は年金事務所）にそれぞれ行ったことが認められる。

したがって、請求期間①について、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成12年5月11日、喪失年月日を平成18年3月1日とし、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者記録から、別表1の1のとおり訂正することが必要である。

また、請求期間⑨について、B社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成18年3月1日、喪失年月日を平成24年6月11日とし、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者記録から、別表1の2のとおり訂正することが必要である。

- 2 請求期間②から⑧まで及び請求期間⑩から⑲までについて、A社及びB社に係るオンライン記録において、請求者が主張する氏名（C）及び生年月日（昭和22年*月*日）と一致する者に賞与支払の記録があること、請求期間②から⑧の各期間に、A社における厚生年金保険被保険者資格が確認できる者のうち事業主を除く全員に賞与支払の記録が確認できること及びB社は、『C』に請求期間⑩から⑲の各期間に係る賞与を支給し、当該賞与に関する

る届出を行った。」旨回答していることから、A社及びB社の各事業主が、請求者に当該期間の賞与を支給し、当該賞与に関する届出を社会保険事務所にそれぞれ行ったことが認められる。

したがって、請求期間②から⑧及び請求期間⑩から⑲の各期間について、A社及びB社における請求者の標準賞与額の記録を、別表2のとおり訂正することが必要である。

1 請求期間①

A社	認定期間		認定額
	(自)	平成12年 5 月 (至) 平成14年 9 月	26万円
	(自)	平成14年10月 (至) 平成15年 8 月	24万円
	(自)	平成15年 9 月 (至) 平成18年 2 月	26万円

2 請求期間⑨

B社	認定期間		認定額
	(自)	平成18年 3 月 (至) 平成19年 8 月	24万円
	(自)	平成19年 9 月 (至) 平成21年 8 月	26万円
	(自)	平成21年 9 月 (至) 平成23年 8 月	28万円
(自)	平成23年 9 月 (至) 平成24年 5 月	26万円	

別表2

A社	請求期間	賞与支給日	標準賞与額
	請求期間②	平成15年4月10日	3万円
	請求期間③	平成15年7月10日	25万7,000円
	請求期間④	平成15年12月10日	24万5,000円
	請求期間⑤	平成16年7月9日	24万5,000円
	請求期間⑥	平成16年12月10日	24万5,000円
	請求期間⑦	平成17年7月11日	24万5,000円
	請求期間⑧	平成17年12月25日	26万9,000円

B社	請求期間	賞与支給日	標準賞与額
	請求期間⑩	平成18年7月10日	23万1,000円
	請求期間⑪	平成18年12月8日	23万1,000円
	請求期間⑫	平成19年7月10日	29万3,000円
	請求期間⑬	平成19年12月10日	30万7,000円
	請求期間⑭	平成20年7月10日	30万7,000円
	請求期間⑮	平成20年12月10日	23万2,000円
	請求期間⑯	平成21年7月10日	28万2,000円
	請求期間⑰	平成21年12月10日	14万5,000円
	請求期間⑱	平成22年7月9日	20万円
	請求期間⑲	平成22年12月10日	13万2,000円
	請求期間⑳	平成23年7月8日	13万2,000円
	請求期間㉑	平成23年12月9日	15万7,000円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700409号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700295号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店及びA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年4月20日から昭和38年12月25日まで

前職であるC社を退職後、請求期間において、A社B支店の下請事業所であったD事業所に勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。当時、厚生年金保険料を控除されていたかどうかは覚えていないが、D事業所で最初に従事したEの工事の時に、病気で入院し、政府管掌の健康保険証を使った記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

また、請求期間当時、D事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、当時適用事業所であったA社のB支店又は本社において厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、請求期間について、同社のB支店又は本社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が記憶するD事業所の元同僚二人が、「A社B支店の下請事業所であったD事業所において、請求期間頃に請求者と一緒に勤務した。」旨陳述していることから、期間を特定することはできないものの、請求者が、請求期間頃にA社の下請事業所であったD事業所において勤務していたことは推認できる。

一方、請求者は、「請求期間当時、D事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、当時適用事業所であったA社のB支店又は本社において厚生年金保険に加入していたと思う。」旨陳述しているところ、F社(当時は、A社)は、「請求期間当時の人事カードを確認したが、請求者のものは見当たらず、請求者の在籍記録を確認できない。請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かは分からない。」旨回答しており、請求者のA社及び同社B支店における在籍及び厚生年金保険料控除について、請求対象事業所から確認することができない。

また、請求期間にA社B支店又はA社において厚生年金保険被保険者記録がある複数の者が、「D事業所は、A社の下請事業所であった。」旨陳述しているところ、請求期間当時、A社B支店において労務を担当していたとする者は、「D事業所はA社の下請事業所であり、基本的にD事業所の作業員とA社との間に雇用関係はなかったが、昭和40年頃までは、下請事業所の作業員について、下請事業所から労働者名簿や日勤簿を提出させ、形だけ、A社の社員である各作業所長が雇用したことになっていたことがあった。その場合、下請事業所の作業員について、A社本社において失業保険とG国保組合には加入させていたが、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨陳述している。

さらに、前述のD事業所の元同僚二人のうち一人は、「請求期間当時、失業保険とG国民健

康保険組合には加入していたと思うが、厚生年金保険に加入していたか否か、厚生年金保険料を控除されていたか否かについては分からない。」旨、残りの一人は、「厚生年金保険の加入や保険料控除については分からない。」旨それぞれ陳述しており、また、当該二人について、A社及び同社B支店における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、D事業所の事業主の子で、請求期間当時、D事業所の世話役であったとする者は、「当時、D事業所はA社の下請事業所であり、D事業所の作業員とA社との間に直接の雇用関係はなかった。請求期間当時の資料はなく、事業主であった父は死亡しており、詳しいことは分からない。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を請求対象事業所の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。